

(その1)

収 支 報 告 書

会計	繰越	検算	転記		
㊦	㊦	㊦	㊦		

※該当箇所に ☒ すること

政 治 団 体 の 区 分

- ☐ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活 動 区 域 の 区 分

全国 (2都道府県以上)

(ふりがな) ちよくしんかい
1 政治団体の名称 直心会

〒 145-0065
2 主たる事務所の所在地 東京都大田区東雪谷3-25-9

3 代表者の氏名 中川俊直

4 会計責任者の氏名 浅野菊枝

5 令和 6 年分

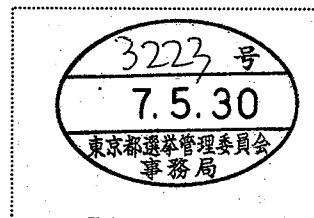


団体コード	1	2	4	0	1	0	4	9	2	0	0	1	1	1
前年繰越額	238,150 円													

事務担当者の氏名 浅野菊枝

電話番号 082-422-2161

受 付	審 査	確 認
消 込	パンチ	照 合



資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公職の種類 衆議院議員 (現(候))

資金管理団体の届
出をした者の氏名 中川俊直

(※) 資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第
1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第
2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補
者の氏名 中川俊直

公職の種類 衆議院議員 (現(候))

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----						2	5	8	1	2	1
(前 年 か ら の 繰 越 額) -----						2	3	8	1	5	0
(本 年 の 収 入 額) -----							1	9	9	7	1
支 出 総 額 -----							7	6	4	9	8
翌 年 へ の 繰 越 額 -----						1	8	1	6	2	3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費									
金 額	-----		十億		百万		千		0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	-----	0 人							

(2) 寄 附

[illegible]

(その6)

(6) その他の収入		(銀行利息収入他)
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計		(注1) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。 (注2) 「1件10万円未満のもの」と「合計」は最終頁に記載してください。
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の	19,971	
合 計	19,971	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	74,958	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	1,540	
小 計	76,498	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	0	
合 計	76,498	(注) (その16)に記載がある場合は、支出項目別の金額をこの様式の備考欄に記載してください。

全国団体用

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☐	
イ 建 物	☐	☐	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☐	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☐	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☐	
カ 金 銭 信 託	☐	☐	
キ 有 価 証 券	☐	☐	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☐	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☐	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☐	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☐	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☐	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

2 資産等の項目別内訳

(注) (その17) で有に ☒ の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。
借入金「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☐ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 5月 29 日

政治団体の名称 直心会

会計責任者の氏名 浅野 菊枝



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代 表 者 の 氏 名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和7年5月29日

国会議員関係政治団体 直心会
代表 中川 俊直 殿

登録政治資金監査人 米村 スミ子
登録番号 第2027号
研修終了年月日 平成21年6月8日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、直心会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、直心会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると米村久美子が判断したため、米村久美子税理士事務所（東京都台東区駒形1-12-10 駒形茜日伸ハイツ502）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、（別記）を除き、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

（別記）

- (1) 別添の「領収書等亡失等一覧表」

3 業務制限

直心会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、直心会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上

(別 添)

領収書等亡失等一覧表

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日			備考
項 目	摘 要					
事務所費	振込手数料	550	6	2	10	りそな銀行
事務所費	振込手数料	440	6	4	4	りそな銀行
事務所費	振込手数料	550	6	11	16	りそな銀行

※本表は国会議員関係政治団体において作成され、登録政治資金監査法人に対して提出されたものである。